

安曇野市災害時受援計画

安 曇 野 市

令和4年3月

目 次

第1章 総 論

- 1 計画の背景・目的 2
- 2 計画の位置付け 3
- 3 適用基準 3

第2章 受援の範囲及び受援体制

- 1 対象とする受援の範囲 6
- 2 受援体制 6
- 3 受援要請の流れ 8
- 4 応援要請先の整理 10
- 5 費用負担及び事故時の責任 13

第3章 受援対象業務

- 1 受援対象となる業務の考え方 14

第4章 人的支援の受入れ

- 1 受援受入手順 16
- 2 人的支援の種類 17
- 3 応援職員等の受入れ 18

第5章 物的支援の受入れ

- 1 本計画の対象となる物的支援の概要 19
- 2 防災拠点の機能 20

第6章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み

- 1 本計画の活用・訓練の実施 22
- 2 本計画の改善 22

- 連絡先リスト 23
- 様式1 人的支援要請・派遣通知 24
- 様式2 物的支援要請・支援通知 25

第1章 総論

1 計画の背景・目的

大規模災害時において、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、市が行うべき通常業務と、災害応急対策業務等の災害時業務を並行して遂行しなければなりません。そのような状況下では、市職員のみで業務を行うことは極めて困難であり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなど、外部からの応援を最大限活用することが求められます。また、住民の避難生活が長期化した場合には、国や県、全国知事会、業界団体等から供給される支援物資を受入れ、適切に避難者に配布する必要があります。

平成23年の東日本大震災では、受援側の地方公共団体において、要請ルートの混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生しました。また、平成28年熊本地震では、支援物資の受入れと被災者への供給や、応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなりました。

長野県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（平成31年3月）を策定しました。

本市においても、「糸魚川-静岡構造線断層帯」（全体）による地震が発生した場合、最大震度7の揺れが想定されるほか、大雨による水害や土砂災害が懸念されており、あらゆる自然災害への備えが必須です。このような背景を踏まえ、人的及び物的資源の不足により、迅速かつ円滑な災害応急対策ができない場合に備え、国、県、他の市町村等の行政機関の応援を円滑に受入れができるよう、受援の体制や手続きを定めた「安曇野市災害時受援計画」を策定します。

なお、策定にあたっては、本市ですでに策定した「安曇野市地域防災計画」や「安曇野市業務継続計画」、また、長野県が策定した「長野県広域受援計画」と整合を図りつつ、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指します。

2 計画の位置付け

(1) 安曇野市災害時受援計画と各種防災計画の関係

現在、本市においては災害対策基本法に基づく法定計画である地域防災計画のほか、任意計画である業務継続計画、職員災害時初動対応マニュアル、指定避難所運営マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。

安曇野市災害時受援計画（以下、市受援計画という）において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、安曇野市業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定した。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とした。

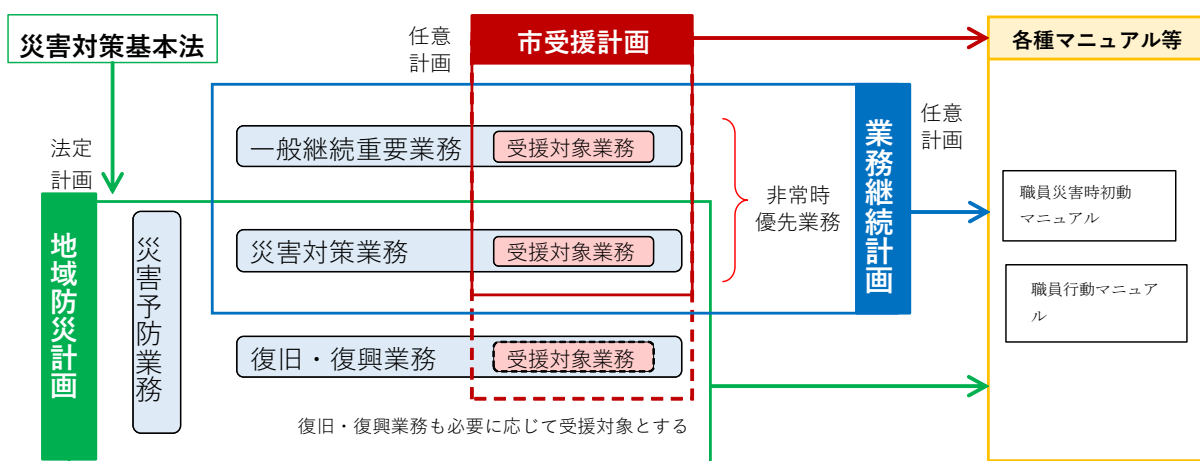


図 1-1 市受援計画と各種防災計画の関係

3 適用基準

(1) 対象とする災害の規模

本計画においては、本市独自では十分な業務継続、応急対応が実施できない大規模災害を対象とする。

ただし、より規模の小さい災害における受援にも柔軟に対処できるよう、本計画の部分的な適用を可能とする。

(2) 計画の適用

本計画は、安曇野市地域防災計画に定める災害応急対策時の活動体制のうち、「レベル3 非常体制」、「レベル4 緊急体制」及び「レベル5 全体体制」がとられたとき。

各配備体制における、職員の活動体制については次の図のとおり。

災害時の活動体制（風雪水害・その他災害等）

災害対策本部

| 配備体制 | レベル1 事前体制 | レベル2 警戒体制 | レベル3 非常体制 | レベル4 緊急体制 | レベル5 全体体制 |
|-----------------|---|--|---|---|-------------------------------|
| 配備基準 (風雪水害等) | ○気象警報発表 ○東京電力ダム ※放流量220m ³ /s以上 ○大町ダム ※放流量200m ³ /s以上、特例操作 ○水防警報(出勤) | ○土砂災害警戒情報の発表時 ○台風が12時間以内に最接近する場合で、避難行動が困難になることが予想されるとき ○概ね30センチ以上の積雪が見込まれるとき | ○記録的短時間大雨情報の発表時 ○災害発生のおそれがあるとき ○突発事故発生時(鉄道事故・航空機墜落事故・危険物が関連した事故・土砂災害・大規模火災・大規模停電や断水・火山噴火) | ○小・中規模の災害が発生したとき ○特別警報発表時 ○レベル3の状況において、災害発生のおそれが極めて高いと判断されるとき | ○大規模な災害が発生もしくは発生する可能性が非常に高いとき |
| 過去の活動事例 | | | 平成28年9月 土砂災害警戒情報発表時明科地域避難情報発令(避難準備・高齢者等避難開始) | 平成26年2月14日大雪対策本部設置(松本積雪8日49センチ、14日40センチ、15日20センチ) | |

| 責任者 | 危機管理課長 | 総務部長 | 市長 | 市長 | 市長 |
|------|--|--|---|---|--|
| 配備人員 | 危機管理課 都市建設部[ダム放流を除く] 農林部[気象警報のみ] ※当番等として指定された職員 | 危機管理課(全職員) 下表の部署で予め指定された職員 警戒を指示された支所の職員 ※配備基準に関わらず総務部長の判断により人員の増減を行う | 全部等の長、全課等の長 各班で指定された職員 警戒を指示された支所の職員(全職員) 危機管理課(全職員) ※災害対策本部体制に移行できる体制をとる ※配備基準に関わらず市長の判断により人員の増減を行う | 各班で指定された職員 設置を指示された地域防災拠点の職員 危機管理課(全職員) ※配備基準に関わらず市長の判断により人員の増減を行う | 全正規職員 ※災害対策本部が必要と判断したときは、会計年度任用職員等も参集 ※配備基準に関わらず市長の判断により人員の増減を行う |

配備体制(解説)

| 配備体制 | レベル1 事前体制 | レベル2 警戒体制 | レベル3 非常体制 | レベル4 緊急体制 | レベル5 全体体制 |
|----------------|---|--|--|--|-----------------------|
| 配備体制の解説 | 情報収集体制 (受動的情報収集) | 情報収集体制の拡大・強化 (能動的情報収集) 避難指示判断 | 警戒体制を強化し情報集約 本部体制の決定 災害予測と対応検討(検討と決定) | 災害対策本部体制 (災害対応) | 災害対策本部体制の強化 (災害対応) |
| 配備人員 (参集範囲) | 危機管理課(当番2人) 都市建設部 (監理課当番職員1人、建設課当番職員2人、庶務係長、水防当番3人) 農林部[気象警報のみ] (農政課・耕地林務課2人、 農林部当番職員3人) | 危機管理課(全職員) 都市建設部 (監理課長、建設課長、監理課・建設課全係長、建設課当番職員1人、水防当番3人) 農林部 (農政課・耕地林務課11人、 農林部当番職員3人) ※状況により都市建設部、耕地林務課は各3名程度でコールセンター対応(危機管理課内) ※上記部署職員の強化に加えて、以下の部署において、情報収集に必要な職員を課長が指定 総務課、秘書広報課、全地域課、長寿社会課、福祉課、子ども支援課、健康推進課、介護保険課、観光交流促進課、経営管理課、上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課、文化課 | 災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 警戒を指示された支所の職員 危機管理課(全職員) 都市建設部 全職員(会計年度職員を除く) ※状況により都市建設部、耕地林務課は各3名程度でコールセンター対応(危機管理課内) ※職員で消防団に所属している部長以上の階級にあるものは除く ※情報統計課2名 | 災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 支所の職員(全職員) 危機管理課(全職員) 都市建設部 全職員(会計年度職員を除く) ※職員で消防団に所属している部長以上の階級にあるものは除く | 全正規職員 都市建設部 全部員 |

災害時の活動体制(地震災害)

災害対策本部

| 配備体制 | レベル1 事前体制 | レベル2 警戒体制 | レベル3 非常体制 | レベル4 緊急体制 | レベル5 全体体制 |
|-----------------|-----------|-----------|---|-------------|-----------|
| 配備基準 (地震の規模) | ○市内で震度3 | ○市内で震度4 | ○市内で震度5弱、5強 ※市内で震度5強の地震が発生し、災害対策本部の設置が必要と判断したとき ○南海トラフ地震に関連する情報(臨時) | ○市内で震度6弱、6強 | ○市内で震度7 |

| 責任者 | 危機管理課長 | 総務部長 | 市長 | 市長 | 市長 |
|------|----------------|--|--|---|-----|
| 配備人員 | 危機管理課 上下水道課 | 危機管理課 (職員1/2) 下表の部署で予め指定された職員 ※配備基準に関わらず総務部長の判断により人員の増減を行う | 全部等の長、全課等の長 各部署で予め指定された職員 危機管理課(全職員) ※配備基準に関わらず市長の判断により人員の増減を行う | 各班で指定された職員 地域防災拠点(全職員) 避難所担当職員(時間外) 危機管理課(全職員) ※配備基準に関わらず市長の判断により人員の増減を行う | 全職員 |

配備体制(解説)

| 配備体制 | レベル1 事前体制 | レベル2 警戒体制 | レベル3 非常体制 | レベル4 緊急体制 | レベル5 全体体制 |
|----------------|-----------------------------------|---|---|--|-----------------------|
| 配備体制の解説 | 情報収集体制 (受動的情報収集) | 情報収集体制の拡大・強化 (能動的情報収集) | 警戒体制を強化し情報集約 本部体制を決定 対応検討・決定(検討と決定) | 災害対策本部体制 (災害対応) | 災害対策本部体制の強化 (災害対応) |
| 配備人員 (参集範囲) | 危機管理課(当番2人) 上下水道部 (上下水道課4人) | 危機管理課(職員1/2) 都市建設部 監理課・建設課 全課長・係長 都市計画課・建築住宅課 全課員 建設課当番職員1名、水防当番3人 農林部 (農政課・耕地林務課4人、 農林部当番職員3人) 上下水道部 (上下水道課 全職員) 商工観光部 (商工労政課1人、観光交流促進課1人) 警戒を指示された地域づくり課・地域課の職員 | 危機管理課(全職員) 都市建設部 全職員(会計年度職員を除く) 災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 警戒を指示された地域づくり課・地域課の職員 ※職員で消防団に所属している部長以上の階級にあるものは除く ※情報統計課8名 | 危機管理課(全職員) 災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 地域づくり課・地域課の職員(全職員) ※職員で消防団に所属している部長以上の階級にあるものは除く | 全職員 |

第2章 受援の範囲及び受援体制

1 対象とする受援の範囲

○市受援計画が対象とする「受援」の範囲は、長野県広域受援計画に定められた下記の支援の受入れのうち、①～③を対象とする（図1-2）。

○被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。

- ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 【本計画の対象外】 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

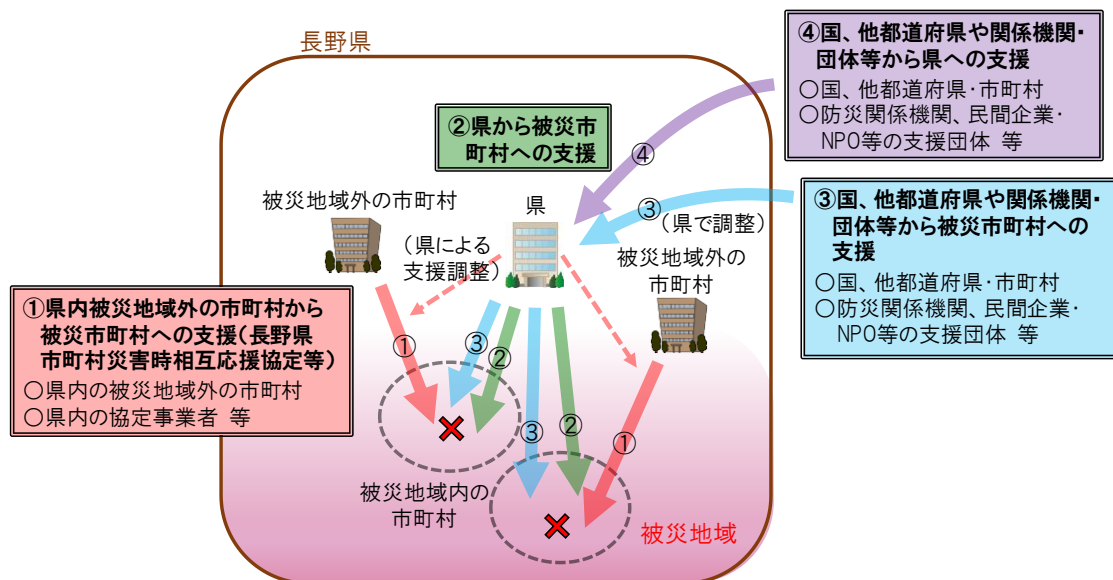


図1-2 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ

2 受援体制

(1) 県及び本市の受援体制

- 県は、市町村や関係機関等に対する一元的な受援窓口として、長野県広域受援計画（平成31年3月）において位置づけられた「応援・受援本部」を災害対策本部室に設置する。
- 本市は、受援に関する庁内外の総合調整や支援の提供・受入れ窓口となる指揮本部「受援・輸送班」を災害対策本部に設置する。
- 受援・輸送班の組織体制及び分掌は、次のとおりとする。

【応援・受援班の組織体制及び分掌】

災害対策本部

| 部 長 | 副 部 長 | 班 長 | 分 掌 事 務 | |
|-----------|---------------------|-----------------------------|---|--|
| 指揮 本部長 | 第1副部長 危機管理課長 | 【指揮調整班】 | 【指揮調整班】 | |
| | | 危機管理課、職員 課、総務課の係長 職以上 | 1 対策本部の設置及び廃止に関する事 2 本部長の指示命令に関する事 3 対策本部会議に関する事 4 避難情報に関する事 | |
| | 総務 部長 | 第2副部長 総務課長 | 【コールセンター班】 | 5 避難所の指定及び廃止に関する事 6 災害救助法適用の要請に関する事 |
| | | | 総務課、人権男女 共同参画課の係 長職以上 | 7 各部の連絡調整に関する事 8 外部関係機関との総括的内容の連絡・調整 に関する事 |
| | 指揮副 本部長 | 第3副部長 契約検査課長 | 【情報班】 | 9 職員の招集、災害従事体制の確保に関する こと。 |
| | | | 総務課、指揮 本部員の係長職 以上 | 【コールセンター班】 1 総合的な情報収集及び情報管理に関する こと。 |
| 政策 部長 | 第4副部長 人権男女共同参画課長 | 【対策立案班】 | 【情報班】 1 総合的な情報収集及び情報管理に関する こと。 2 気象予報・警報等の伝達に関する事。 | |
| | | 危機管理課、指揮 本部員の係長職 以上 | 【対策立案班】 1 情報の整理分析に関する事。 2 災害応急対策の対策立案に関する事。 | |
| | 第5副部長 職員課長 | 【受援・輸送班】 | 【受援・輸送班】 1 必要物資・資機材調整に関する事。 2 支援物資・資材の受入・供給に関する事。 3 輸送手段に関する事。 | |
| | | 契約検査課、指揮 本部員の係長職 以上 | 【広報班】 1 災害広報に関する事。 2 災害記録に関する事。 3 防災行政無線の統制活用に関する事。 4 本部長、第1副本部長の秘書に関する事 こと。 | |
| | 第6副部長 秘書広報課長 | 【広報班】 | | |
| | | 秘書広報課、指揮 本部員の係長職 以上 | | |

3 受援要請の流れ

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、本計画を発動し、市外からの救援物資や人員の応援を受入れ災害応急対策を効率的、効果的に実施する。

< 応援要請のイメージ図 >

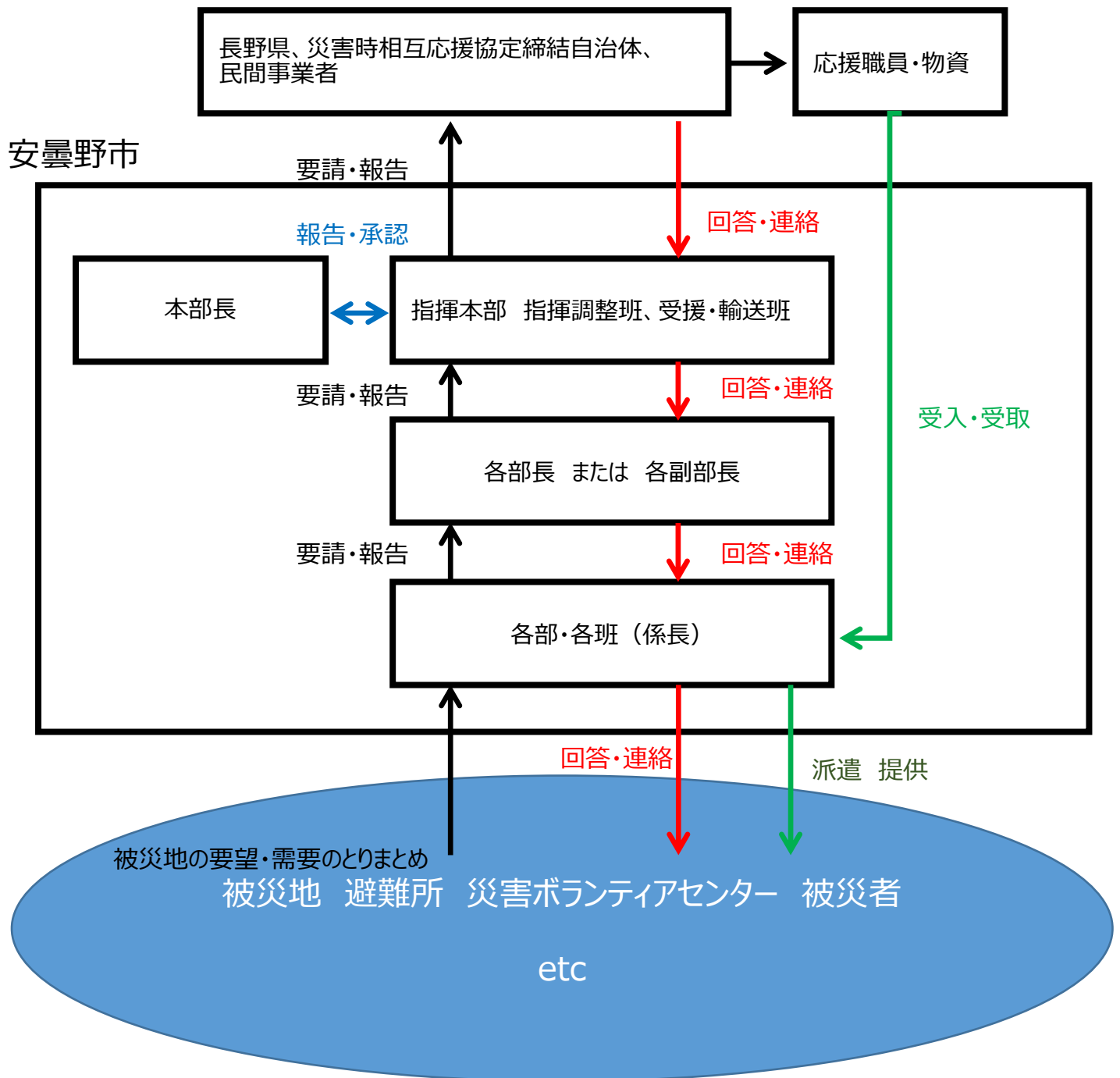


図 1-3 応援要請のイメージ

| 時間の目安 | 救助・消防・救命活動 | | 緊急輸送ルート・確保 | 人的支援(応援職員の受入れ) | | | | | | | 物的支援 | | 医療・保健・福祉活動 | | 燃料調達 | |
|---|----------------|------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|---------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|-----------------|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------|-------------------|
| | 救助・消防・救命活動 | 航空医療搬送 | 緊急輸送ルート・確保 | 行政職員支援 | 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援 | 避難所運営支援 | 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援 | ボランティア・NPO等の活動調整 | 遺体の対応 | 災害廃棄物等の処理 | その他技術・専門職員支援 | 物資の確保 | 物資流通 | 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援 | 要配慮者対応支援 | 緊急車両・優先給油施設への燃料供給 |
| <p>24時間</p> <p>72時間</p> <p>1週間</p> <p>1ヶ月</p> | 被害情報の収集 | | | 被害情報の収集 | | | | | | | 被害情報の収集 | | 被害情報の収集 | 被害情報の収集 | 被害情報の収集 | |
| | 広域応援部隊要請の判断 | 自衛隊、DMAT、航空機の派遣 | 緊急交通路の指定 | 一般職員の受援ニーズ把握 | 広域受援のニーズの把握、市町村からの支援要請 | 避難所開設 | 被害情報等の発信 | 死亡者数の確認、遺体の身元確認 | 被災市町村ニーズの把握 | 技術・専門職員受援ニーズの把握 | 県備蓄物資の確認 | 道路被害情報、交通規制情報とりまとめ・共有 | 救護所・避難所の設置 | 福祉避難所開設 | 燃料補給に係る応援要請 | |
| | 広域応援部隊の活動調整 | ヘリコプター運航調整会議での調整 | 松本空港・ヘリポート等の応急対策の実施、復旧支援要請 | 広域受援の必要性判断・応援要請 | 広域受援の必要性判断・応援要請 | 住家被害認定調査開始 | 支援ニーズの把握 | 関係機関による葬祭用品、遺体安置所確保に係る支援 | 関係機関への支援要請 | 関係機関による物資輸送拠点の調整 | 被災地域外の振興局へ供給依頼 | 関係機関への支援要請 | 医療救護班の派遣 | 要配慮者への支援の実施 | | |
| | 広域防災拠点の利用調整 | 傷病者の受入れ | TEC-FORCEの支援調整 | 各被災市町村への派遣人数調整 | 各被災市町村への派遣人数調整 | 避難所支援ニーズの集約・応援の必要性判断 | ボランティア・NPO等の活動に係る周知・受入支援 | 関係機関による遺体搬送の確保 | 被災市町村との連携活動支援 | 災害廃棄物、し尿等の処理に係る協力要請 | 被災市町村への振興局へ供給依頼 | 被災市町村への振興局へ供給依頼 | 介護職員等の派遣調整 | 関係機関との調整を踏まえた燃料の供給 | | |
| | 広域応援部隊の集結・活動開始 | | 道路啓開の実施(道路上の障害物の除去、放置車両の移動等) | 県庁各課の応援職員の調整・派遣 | 判定実施(職員・県内民間判定士) | 避難所支援ニーズの集約・応援の必要性判断 | 応援職員の調整・派遣 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 仮設トイレの設置に係る協力要請 | 被災市町村への振興局へ供給依頼 | 被災市町村への振興局へ供給依頼 | 救護活動の実施 | 応援要請の必要性判断・要請 | LPガスの復旧・供給 | |
| | | | 障害物除去に係る市町村支援 | 県内被災地域外の市町村の応援職員の調整・派遣 | 判定士の派遣人数確認 | 応援職員の調整・派遣 | ボランティア・NPO等の受入れ | 関係機関による遺体搬送の支援 | 関係機関による物資輸送 | 県外応援を含む技術・専門職員の調整・派遣 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 保健師、管理栄養士、薬剤師等の派遣調整 | 県庁各課との調整・情報集約・職員派遣 | 情報収集・調整 | |
| | | | | 他都道府県応援職員の調整・派遣 | 判定実施(県外判定士) | 応援職員の調整・派遣 | 被災市町村とボランティア・NPO等との連携活動支援 | 関係機関による遺体搬送の支援 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 |
| | | | | 応援職員の受入れ | 判定実施(県外判定士) | 応援職員の調整・派遣 | 被災市町村とボランティア・NPO等との連携活動支援 | 関係機関による遺体搬送の支援 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 |
| | | | | 応援職員の受入れ | 判定実施(県外判定士) | 応援職員の調整・派遣 | 被災市町村とボランティア・NPO等との連携活動支援 | 関係機関による遺体搬送の支援 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 |
| | | | | 応援職員の受入れ | 判定実施(県外判定士) | 応援職員の調整・派遣 | 被災市町村とボランティア・NPO等との連携活動支援 | 関係機関による遺体搬送の支援 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 | 関係機関による物資輸送 |

- 凡例
- 関係機関
 - 長野県
 - 安曇野市
 - 複数機関

図 1-4 全受援対象業務

4 応援要請先の整理

本市が、災害対策基本法に基づく応援の要請や、災害時相互応援協定に基づく他の自治体への応援要請を行うとともに、災害時相互応援協定等に基づく民間事業者を把握し、迅速な要請・支援の実施のため、定期的に連絡先などを確認し、一覧の更新を行う。

(1) 県知事への応援要請（県知事が関係機関に要請）

- ①自衛隊
- ②警察庁
- ③災害派遣医療チーム（DMAT）
- ④災害派遣福祉チーム（DWA T）
- ⑤消防庁
- ⑥国土交通省 北陸地方整備局（TEC-FORCE）

(2) 災害時相互応援協定等締結団体への応援要請

官公庁

| 相手先 | 協定事項 |
|---------------|----------------|
| 松本広域連合 | 災害対策本部への職員の派遣等 |
| 東京都武蔵野市 | 相互支援 |
| 埼玉県三郷市・奈良県三郷町 | 相互支援 |
| 神奈川県真鶴町 | 相互支援 |
| 武蔵野市交流市町村協議会 | 相互応援 |
| 千葉県東金市 | 相互支援 |
| 北安曇郡池田町 | 相互支援 |
| 北安曇郡松川村 | 相互支援 |

民間 <人的支援>

| 相手先 | 協定事項 |
|------------------|--------------------|
| 郵便事業株式会社 | 施設の設置、用地の提供等 |
| 安曇野市建設業災害対策協議会 | 応急対策業務 |
| あづみ野テレビ株式会社 | 緊急放送 |
| 安曇野市医師会 | 医療救護活動 |
| 安曇野市歯科医師会 | 歯科医療救護活動 |
| 安曇野薬剤師会 | 医療救護活動 |
| (財)長野県建築士会安曇野支部 | 応急危険度判定の実施 |
| イオンリテール株式会社 | 避難場所等・物資等の提供 |
| 安曇野市建設業組合 | 道路・河川等の機能確保および応急復旧 |
| 安曇野市水道・管工事事業協同組合 | 水道施設の応急復旧工事等の実施 |

| | |
|--------------------------|--|
| (一財) 中部電気保安協会 | 電源復旧等の支援 |
| (公社) 長野県柔道整復師会 | 応急手当活動 |
| ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 | 上下水道施設復旧と機能維持業務の支援 |
| 安曇野市タクシー運営協議会 | 人員・物資の輸送、及び、避難行動要支援者等の輸送業務 |
| あづみ野エフエム放送株式会社 | 緊急放送及び臨時災害放送局開設 |
| 中部電力パワーグリッド(株) 安曇野営業所 | 防災拠点への電力供給及び情報提供、災害復旧に必要なとなる道路通行のための相互協力 |
| 長野県行政書士会松本支部 | 行政書士相談の協力 |
| 一般社団法人 長野県助産師会 安曇野地区 | 災害時の医療救護活動 |
| 損害保険ジャパン株式会社長野支店 | 安曇野市の地域防災力向上等に関する包括連携協定 |
| 安曇野市電設業協会 | 災害時の電気設備等の応急措置に関する協力 |

民間 <物的支援>

| 相手先 | 協定事項 |
|-------------------------------|------------------------------------|
| イオンリテール株式会社 | 物資（食料品、生活必需品）の提供、 駐車場を避難場所として活用 |
| (一社) 長野県LPガス協会松本支部 | LPガスの供給 |
| 長野県石油商業組合中信支部 | 石油類燃料の優先供給 |
| 王子コンテナ株式会社 | ダンボール製品の提供 |
| 株式会社綿半ホームエイド 綿半スーパーセンター豊科店 | 調達可能な物資、避難場所等の提供 |
| 株式会社ゼンリン | 地図製品等の供給 |
| 株式会社カインズ | 日用品・応急対策用物資の供給協力 |
| NPO 法人コメリ災害対策センター | 物資供給 |
| 松塩筑木曾老人福祉施設組合 | 福祉避難所の設置 |
| 安曇野市社会福祉協議会 | 福祉避難所の開設及び運営 |
| 社会福祉法人 安曇野福祉協会 | 福祉避難所の開設及び運営 |
| 社会福祉法人 孝明 | 福祉避難所の開設及び運営 |
| 社会福祉法人 城西医療財団 | 福祉避難所の開設及び運営 |
| 有明高原寮 | 避難場所の提供 |
| 興亜化成株式会社 株式会社 HARIO | 物資の供給（発泡スチロール製マット・トイレ） 防災教育支援 |
| 株式会社 信州シキマ | パン等の食料品の調達 |
| ゴールドバック株式会社 | 飲料水等の供給協力 |

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| 日本建設機械レンタル協会 | 応急対応に必要な資機材の調達 |
| 日本福祉用具供給協会 | 介護用品及び衛生用品等の福祉用具等物資の供給協力 |
| 戸田フーズ株式会社安曇野工場 | 食品等の供給協力 |
| 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会中部支部 | 被災した下水道管路施設等の被災調査及び応急処置 |

民間 <その他>

| | |
|-----------------------------|------------------------|
| 東日本電信電話株式会社 | 特設公衆電話設置 |
| (有)電算オフィスオートメーション株式会社 HARIO | ポータルサイトによる情報提供 |
| 株式会社グラフィック | ヘリコプターによる情報収集 |
| ヤフー株式会社 | 市 HP 負荷低減及びその他災害情報等の発信 |
| 株式会社デンソーエアークール | 敷地の一部をヘリポートとしての提供 |

5 費用負担及び事故時の責任

(1) 費用負担の考え方

協定に基づく応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側が負担することとする。ただし、災害協定等で別に定めている場合については、当該協定等に定めるとおりとする。

協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側が負担することとする。費用負担については、可能な範囲であらかじめ受援側の支援団体等と取り決めておくものとする。

協定に基づかない自主的な応援の場合については、受援側に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ取り決めておくものとする。

(2) 事故時の責任の考え方

応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

<参考>

災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を下表に示す。

なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表 主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費

| 応援・受援業務 | 要員 | 救助法対象経費 |
|--------------|--------------------|---|
| 災害対策本部支援 | 災害対策本部支援要員 | ※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象 |
| 避難所運営 | 避難所運営要員 | ○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費 |
| 物資集積拠点運営 | 物資集積拠点運営要員 | ○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外 |
| 給水 | 給水車の派遣 | ○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外 |
| 健康・保健 | 保健師等の派遣 | ○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 |
| 被災者の生活支援 | 住家被害認定、罹災証明書交付業務要員 | ※対象外 |
| 災害廃棄物処理 | ごみ収集車の派遣 | ※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため |
| 災害ボランティアセンター | ボランティア活動の調整事務 | ○人件費（社協職員の時間外勤務手当、臨時・非常勤職員賃金） ○旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員の旅費） |

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（り災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条1項第一号）。

第3章 受援対象業務

1 受援対象となる業務の考え方

地域防災計画で示した災害対策本部、各部本部における分掌事務及び安曇野市業務継続計画に示す部局別非常時優先業務において、支援が必要となる業務を選定した。災害対策本部、各部本部における受援対象業務とその分類については下表のとおり。

| 部本部名 | 業務内容 | 支援先団体等 | 受援期間 |
|--------------|-------------------------|--|------------|
| 財政部 | 家屋調査 り災証明書発行 | 県・他自治体 安曇野市建築士会 | 2週間から3か月以内 |
| 市民生活部 | 遺体処理・葬祭に 関すること | 警察、消防、自衛隊、 医師会・病院 | 3日から1か月以内 |
| | 災害廃棄物状況調査 災害廃棄物処理 | 県・他自治体 | 1週間から1年以内 |
| 福祉部 | 福祉避難所開設・運営 要配慮者対応 | 社会福祉法人、社会福祉協 議会、NPO | 3日から3か月以内 |
| | ボランティアの対応 | 社会福祉協議会、NPO | 3日から3か月以内 |
| | 被災者生活再建支援制 度・弔慰金給付等 | 県・他自治体 | 3週間以上3か月以内 |
| 保健医療部 | 医務本部設置・運営 医療救護所開設・運営 | DMAT、医師会、助産師 会、歯科医師会、柔道整復 師会、薬剤師会、県・他自 治体 | 1日から1か月以内 |
| | 避難者健康観察 | 県・他自治体 | 3日から3か月以内 |
| | 避難所感染症対応 | 県・他自治体 | 3日から3か月以内 |
| 農林部 商工観光部 | 食糧及び生活必需品の 調達、供給 | 県・他自治体、 災害協定先 | 3日から3か月以内 |

| 部本部名 | 業務内容 | 受援先団体等 | 受援期間 |
|-------|----------------------|-------------------------|-----------|
| 都市建設部 | 緊急交通路の確保 被害状況調査 | 自衛隊・県・他自治体、建設業組合・災害協定先 | 1日から1か月以内 |
| | 応急危険度判定 | 県・他自治体、建築士会 | 1日から1か月以内 |
| | 仮設住宅の設置 | 県・他自治体 災害協定先 | 3日から1か月以内 |
| | 道路、橋梁等復旧業務 | 県・他自治体 | 3日から6か月以内 |
| 上下水道部 | 給水対応 | 県・他自治体、災害協定先 | 1日から1か月以内 |
| | 上下水道施設被害状況調査、復旧業務 | 県・他自治体、災害協定先 | 3日から6か月以内 |
| | 仮設トイレの確保 | 災害協定先 | 1日から3か月以内 |
| 教育部 | 学校施設被害状況調査、復旧業務 | 県・他自治体 | 3日から3か月以内 |
| | 社会教育・体育施設被害状況調査、復旧業務 | 県・他自治体 | 3日から3か月以内 |
| | 指定避難所開設・運営 | 県・他自治体 | 3日から3か月以内 |
| | 文化施設被害状況調査、復旧業務 | 県・他自治体 | 3日から3か月以内 |
| | 文化財被害状況調査、保護・保存業務 | 県・他自治体 NPO 文化財専門者 | 1日から1か月以内 |

第4章 人的支援の受入れ

1 受援受入手順

(1) 受援活動に必要な滞在場所等の確保

① 滞在場所の確保

応援職員の滞在場所については、応援団体が場所を確保することを原則とする。ただし、確保することが困難な場合、可能な範囲で滞在場所の確保に協力するものとする。

災害発生直後は、市内の宿泊施設に宿泊することが困難になることが予想されることから、応援職員に、寝袋等の持参を要請する。

② 活動場所の確保

応援者の活動場所は、大規模災害時には原則、市役所本庁舎3階共用会議室305・306・307とし、災害の状況等により、会議室が使用できない場合は、他の施設の使用について、指揮本部「指揮調整班」が調整するものとする。

③ 受援活動に必要な資機材等の確保

応援者の食料等の生活に必要な物資については、応援団体が自ら確保することを原則とする。

ただし、活動が長期になり物資が不足する場合は、各部が必要数を取りまとめ、指揮本部「受援・輸送班」に要請し、可能な限り調達する。

業務に必要な資機材は、原則、各部で調達する。ただし、特殊な資機材は不足等の状況に応じて、応援者に持参するよう要請する。

応援を受入れる際は、応援団体との事前調整において、応援を実施するために持参が必要な以下の物資等の情報を提供するものとする。

【応援者が持参することを想定する持参要請物資】

(例)

- ・食料、飲料水
- ・寝袋、毛布、簡易トイレ等の生活物資
- ・車両（燃料含む。）
- ・パソコン、スマートフォン、携帯電話等の通信機器
- ・地図、ヘルメット、安全靴、手袋、充電器等の活動資機材

2 人的支援の種類

(1) 行政機関による支援

①災害対策基本法に基づく災害対応業務について、想定される業務は以下のとおり

- ・避難所運営
- ・物資の受入れ及び供給管理
- ・住家被害認定調査
- ・被災者健康管理

②相互応援協定に基づく災害対応業務について、想定される業務は以下のとおり

- ・災害時相互応援協定に規定されている業務

③地方自治法に基づく災害対応業務について、想定される業務は以下のとおり

- ・災害廃棄物処理業務
- ・道路・上水道・下水道等、社会基盤インフラの復旧業務

(2) ボランティアによる支援と連携

災害発生後、行政機関としての通常の業務に加え、復旧・復興業務を担わなければならない、業務量は膨大なものとなります。また、被災者の個別のニーズに対して行政で対応することは限界があるため、そこで、被災者の個別のニーズに応えるため、ボランティア支援が不可欠となります。

そこで、平時から安曇野市社会福祉協議会及びNPO等と協力し、以下の業務について連携・調整しボランティアの受入れ体制の確立を図るものとします。

災害発生時のボランティア活動の関係図

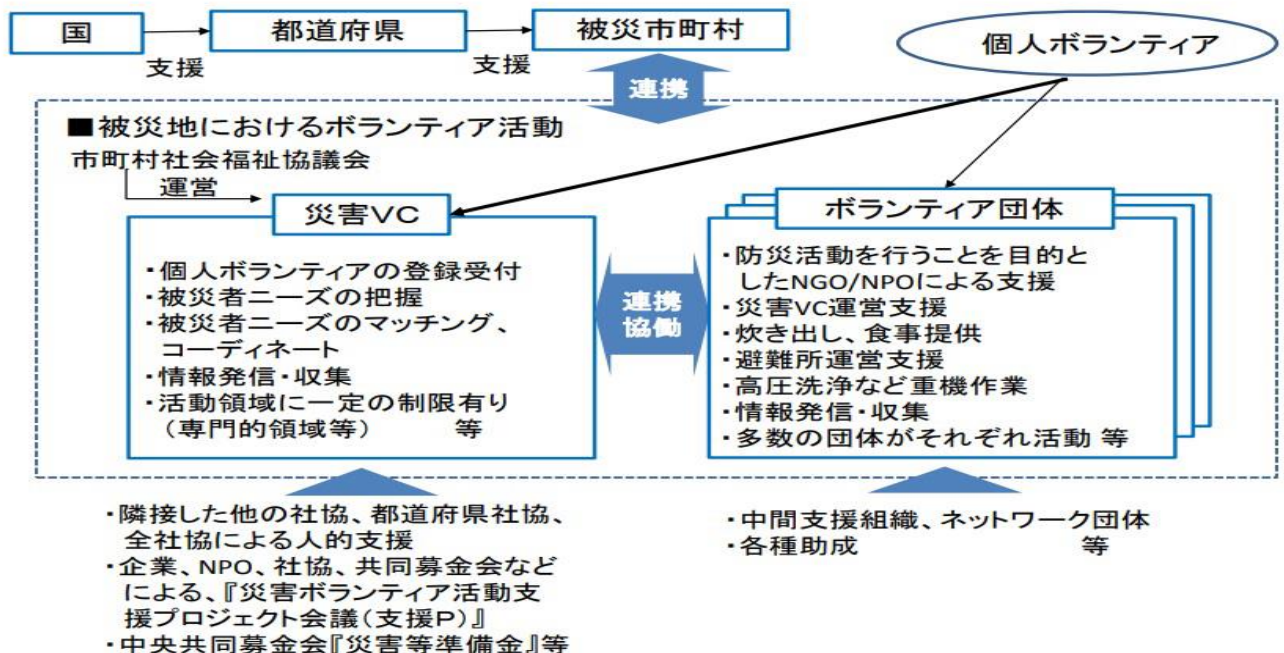


図 1-5 災害発生時のボランティア活動の関係図

第5章 物的支援の受入れ

1 本計画の対象となる物的支援の概要

災害時における必要物資については、現在市内に15カ所の備蓄倉庫を配置し「避難者等に提供する備蓄の考え方」に従い計画的に備蓄を行っています。

しかしながら、大規模災害の発生により市民の多くが避難し、また避難生活が長期化する場合は、市で確保している備蓄品では不足が生じることから、国、県はもとより災害時相互応援協定等締結団体へも要請する。

(1) 物資集積拠点施設の整備

近年の大規模災害では、被災地の要請を待たずに国からプッシュ型支援として多くの物資が配送されるようになってきていることから、物資の保管場所の確保及び配送体制の構築を図り、物資の滞留等が発生しないよう、以下の施設を物資集積拠点とする。

| 地域 | 施設名 | 対象施設 |
|------|---------------|--------|
| 北東地域 | 明科支所 | 防災倉庫 |
| | 豊科勤労者総合スポーツ施設 | 体育館 |
| | 防災広場 | 防災倉庫 |
| 南東地域 | 安曇野市総合体育館 | サブアリーナ |
| 南西地域 | 堀金多目的屋外運動場 | 常念ドーム |
| 北西地域 | 牧体育館 | 体育館 |

[地域防災計画 抜粋]

(2) 「安曇野市地域防災計画」に示す防災拠点整備計画では、市外からの広域応援や救援物資の供給などが行われた場合に、市内における大きな被害のない地域に一時的に集積させた上で、被災地域に搬送・供給するなど、救援活動が円滑に行われる必要がある。

拠点施設の指定方針については以下のとおり。

- ①広域応援活動の拠点となり得る学校施設、社会体育施設や公園施設等について、関係部署と協議の上、防災拠点に指定する。
- ②大規模災害発生時には、関係部署と協議の上、市内各地域の被災状況を勘案しながら、アクセスルートとなる幹線道路（緊急輸送路）からの利便性、活用できる施設の能力や規模等を考慮し、指定施設の中から実際に開設できる施設を選定する。

2 防災拠点の機能

(1) 災害応援部隊集結場所・ベースキャンプ

安曇野市地域防災計画で定める、開設が必要とされる場合の災害応援部隊集結場所・ベースキャンプとヘリポートは次のとおり。

<本市の防災拠点一覧>

| 地域 | 所在施設名 | 機能 | 対象施設 |
|----|------------------------|-----------------------|----------------|
| 北東 | 押野山土取り跡地 (大型車両進入不可) | 市ヘリポート | |
| | 防災広場 | 災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ | 広場ほか |
| 南東 | 豊科南部総合公園 | 市ヘリポート | 芝生広場 |
| | | 災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ | 駐車場ほか |
| | 三郷文化公園 | 市ヘリポート | グラウンド |
| | | 災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ | 駐車場、芝生広場 ほか |
| 南西 | 堀金総合運動場 | 市ヘリポート | グラウンド |
| 北西 | 県民豊科運動広場 | 松本広域圏 拠点ヘリポート | グラウンド |
| | 穂高地域福祉センター | 災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ | 駐車場、芝生広場 ほか |
| | 牧運動場 | 市ヘリポート | グラウンド |

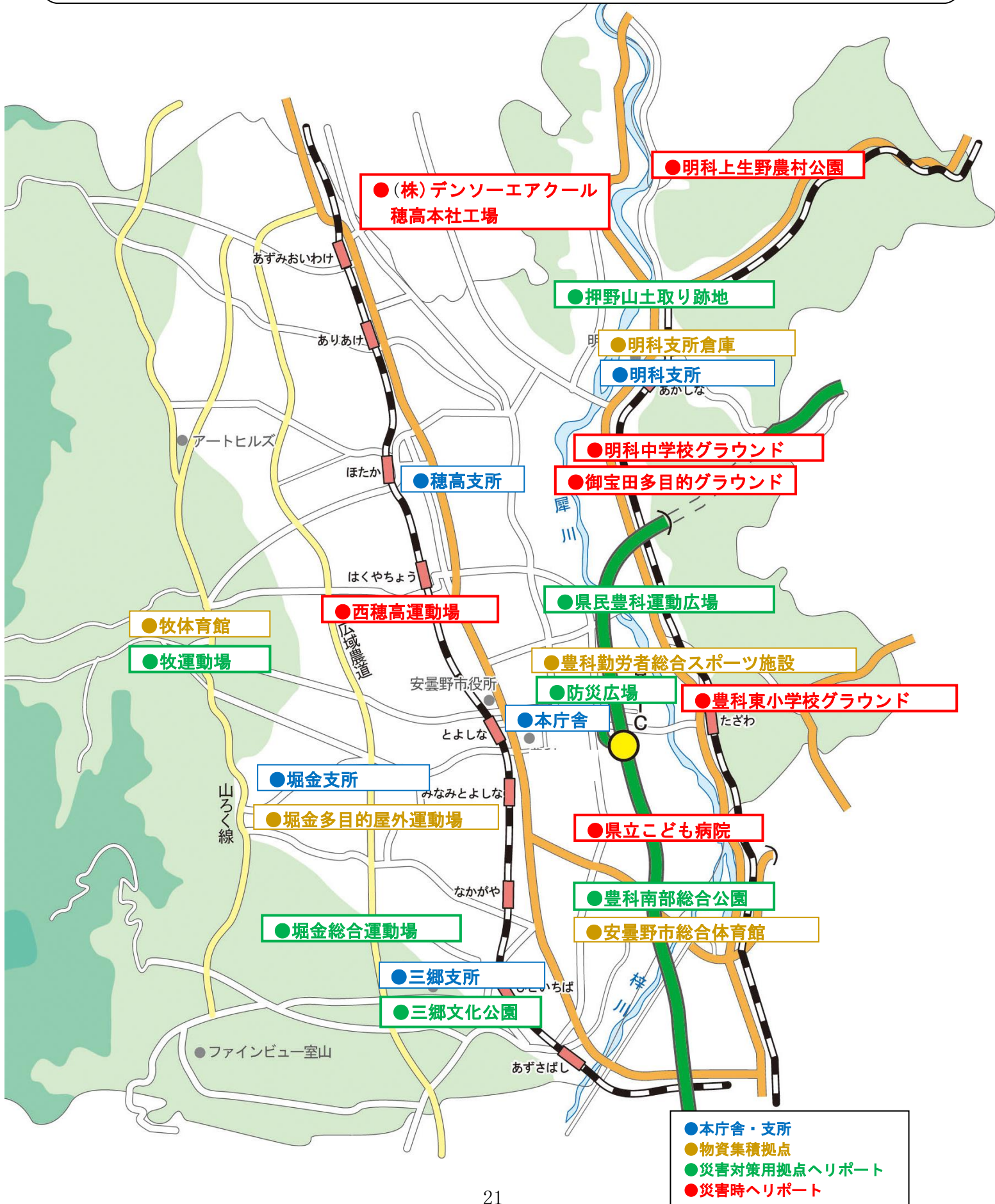
[地域防災計画 抜粋]

(2) 災害時ヘリポート

- ・ 上生野農村公園 (明科)
- ・ 御宝田多目的グラウンド (明科)
- ・ 豊科東小学校グラウンド (豊科)
- ・ (株)デンソーエアークール穂高本社工場 (穂高)
- ・ 明科中学校グラウンド (明科)
- ・ 西穂高運動場 (穂高)
- ・ 県立こども病院 (豊科)

安曇野市

物資集積拠点・災害対策用ヘリポート・災害時ヘリポート 位置図



第6章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み

1 本計画の活用・訓練の実施

本計画を実効性のあるものとしていくため、職員を対象とした研修や訓練等を着実に実施する。各職員においては、本人及び家族の生命・身体の安全確保対策について平時から取り組み、非常時優先業務が遂行できる体制を整えるよう努めるとともに、本計画について十分理解し、災害時の役割を明確にする。

また、国内で大規模災害が発生した場合、応援側として被災地を支援するためにも、応援、受援の役割を理解し、積極的に派遣体制を検討することも重要である。

<訓練及び研修計画>

| 種類 | 内容 | 対象 | 時期（回数） |
|---------------|--------------------------------|-------------|--------|
| 災害対策本部 指揮本部訓練 | 早期災害対策本部室設置及び指揮本部機能立ち上げ、状況付与訓練 | その都度定められた職員 | 年1回以上 |
| 災害対策本部 設置運営訓練 | 参集行動及び災害対策本部設置までの手順確認訓練 | その都度定められた職員 | 年1回以上 |
| 安否確認等回答訓練 | 職員向けメール配信システムにより回答 | 全職員 | 年1回以上 |
| 防災訓練 | 安曇野市防災訓練への職員参加 | 定められた職員 | 年1回 |
| 防災に関する職員研修 | 防災に関する職員研修 | 定められた職員 | 年1回 |

2 本計画の改善

本計画は、策定して終わりというものではない。計画の実効性を高めていくためには、研修や訓練による点検・検証の実施、計画の見直し、改定を繰り返していくことが重要である。

訓練において、受援対象業務や、物資・人員の受入れ方法等の確認を行い、問題点や不備を抽出・検証する。訓練等を通じて明らかになった課題や改善点をもとに、本計画を点検し、計画の改定・見直しを確実に反映させる。このようなサイクルを定着させ、継続的な計画の改善を行うものとする。

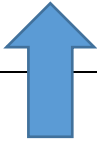
■連絡先リスト

| 分類 | 機関名 | 電話番号 | ファックス | 備考 |
|-------|-------------|--------------|--------------|----|
| 安曇野市 | 本庁舎代表 | 0263-71-2000 | 0263-71-5000 | |
| | 災害対策本部 | 0263-71-2000 | 0263-72-6739 | |
| | | | | |
| 長野県庁 | 危機管理防災課 | 026-235-7184 | 026-233-4332 | |
| | 消防課 | 026-235-7407 | 026-233-4332 | |
| | | | | |
| 地域振興局 | 総務管理課 | 0263-40-1903 | 0263-47-7821 | |
| | | | | |
| 建設事務所 | 安曇野建設事務所 | 0263-72-8880 | 0263-72-8882 | |
| | 大町建設事務所 | 0261-22-5111 | 0261-23-6532 | |
| | | | | |
| 砂防事務所 | 犀川砂防事務所 | 0263-62-2357 | 0263-62-2015 | |
| | | | | |
| 国土交通省 | 長野国道事務所 | 026-264-7001 | | |
| | 千曲川河川事務所 | 026-227-7611 | 026-227-9466 | |
| | | | | |
| 警察 | 安曇野警察署 | 0263-72-0110 | | |
| | | | | |
| 消防 | 松本広域消防局 | 0263-25-0119 | | |
| | 豊科消防署 | 0263-72-3145 | | |
| | 梓川消防署 | 0263-78-2090 | | |
| | 穂高消防署 | 0263-82-3262 | | |
| | 明科消防署 | 0263-62-2992 | | |
| | | | | |
| 関係機関 | 安曇野市社会福祉協議会 | 0263-72-1871 | 0263-72-9130 | |
| | 安曇野赤十字病院 | 0263-72-3170 | 0263-72-2314 | |
| | 穂高病院 | 0263-82-2474 | | |
| | 穂高広域施設組合 | 0263-82-2147 | 0263-82-8779 | |
| | 広域豊科葬祭センター | 0263-72-5652 | 0263-72-9445 | |
| | | | | |
| | | | | |

【災害協定締結団体の連絡先は、災害協定台帳にて確認】

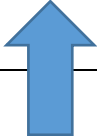
■様式 1

人的支援要請 ・ 派遣通知

| | | | | | | |
|--|-------------------|---|---|-----|-----|----|
| 日 時 | | 月 | 日 | 時 | 分 | |
| 要請先  | 機関名 | | | 担当者 | | |
| | TEL・Email・FAX・() | | | | | |
| 要請元 | 機関名 | | | 担当者 | | |
| | TEL・Email・FAX・() | | | | | |
| 要請職種 業務内容 人数 | 1 | <input type="checkbox"/> 一般行政職員 <input type="checkbox"/> 行政職員（職種： ） <input type="checkbox"/> 支援団体等職員 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | |
| | | 業務内容 | | | | 人数 |
| | | | | | | |
| | 2 | <input type="checkbox"/> 一般行政職員 <input type="checkbox"/> 行政職員（職種： ） <input type="checkbox"/> 支援団体等職員 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | |
| | | 業務内容 | | | | 人数 |
| | | | | | | |
| | 3 | <input type="checkbox"/> 一般行政職員 <input type="checkbox"/> 行政職員（職種： ） <input type="checkbox"/> 支援団体等職員 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | |
| | | 業務内容 | | | | 人数 |
| | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |
| 要請日時 | | | | | | |
| | | | | | No. | |

■様式 2

物的支援要請 ・ 支援通知

| | | | |
|--|---|---|--|
| 日 時 | 月 日 時 分 | | |
| 要請先  | 機関名 | | 担当者 |
| | TEL・Email・FAX・() | | |
| 要請元 | 指揮本部 | | 担当者 |
| | TEL・Email・FAX・() | | |
| 要請物資 品目 数量 | 1 | <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> 飲料水等 <input type="checkbox"/> 生活必需品等 <input type="checkbox"/> 燃料等 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | | 品目 | 数量 |
| | | 希望日時 | |
| | 2 | <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> 飲料水等 <input type="checkbox"/> 生活必需品等 <input type="checkbox"/> 燃料等 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | | 品目 | 数量 |
| | | 希望日時 | |
| | 3 | <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> 飲料水等 <input type="checkbox"/> 生活必需品等 <input type="checkbox"/> 燃料等 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | | 品目 | 数量 |
| | | 希望日時 | |
| 受取場所 | 住所 | | 電話番号 |
| | 物流環境 | トラック | <input type="checkbox"/> 2トン可 <input type="checkbox"/> 4トン可 <input type="checkbox"/> 10トン可 |
| | | フォークリフト | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し |
| ハンドリフト | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し | | |
| 特記事項 | | | |
| 受理日時 | | 担当 | No. |